

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

文化スポーツ局

目 次

I 令和4年度予算の概要

1 予算編成方針	1
2 予算総括表	2
3 主要施策	3

II 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入歳出予算一覧	9
2 歳入予算の説明	10
3 歳出予算の説明	13
4 債務負担行為	16

III その他の議案

第10号議案	神戸市公民館条例の一部を改正する条例 の件	17
第11号議案	財産取得の件（神戸三宮雲井通5丁目地 区第一種市街地再開発事業により建設又 は整備する施設建築物及び施設建築敷地 の部分のうち、神戸市の取得する保留床 （ホール））	25
第12号議案	指定管理者の指定の件 （神戸市立中央区文化センター）	28
第13号議案	指定管理者の指定の件 （西神中央ホール）	31
第14号議案	指定管理者の指定の件 （神戸市立磯上体育館）	35

I 令和4年度予算の概要

1 予算編成方針

文化スポーツ局では、令和4年度予算において、コロナ禍から市民とまちが元気を取り戻し、心豊かな生活を送れるように「神戸2025ビジョン」に基づき、文化・スポーツの振興を一体的に推進する。加えて、まちの魅力向上やこどもの健全な育成に寄与する取り組みも行っていく。

スポーツの分野においては、市民スポーツの振興を図るとともに、大規模国際スポーツイベントの開催準備を着実に進め、機運醸成を図ることで、まちの魅力の発信につなげていく。

文化芸術の分野においては、withコロナ時代、更にはポスト・コロナ時代を見据えながら、文化活動への支援や新たな文化芸術創造拠点の整備に取り組むとともに、神戸歴史遺産の制度等も活用し、地域に根差した文化財の適切な保護と積極的な活用を進めることで、多方面から文化芸術の薫りあふれるまちづくりを進めていく。

さらに、博物館や美術館等において魅力的な企画展示を行うとともに、図書館サービスの充実・向上を図っていくほか、公民館では多様な事業を実施することで、市民の学習活動の推進を図る。

また、まちのリノベーションにあわせ、文化スポーツの基盤を支えるため、新・神戸文化ホールの整備をはじめ、体育館や文化センター、図書館など新しい施設の整備を進めていく。

具体的には、以下の7つの施策に基づく事業を通じて、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて、市民とともに取り組んでいく。

- 1 スポーツの振興**
- 2 大規模国際スポーツイベントの開催準備**
- 3 文化芸術の振興**
- 4 文化財の保存・活用**
- 5 博物館・美術館の魅力向上**
- 6 図書館サービスの充実**
- 7 公民館の管理運営**

2 予算総括表

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度	比較
一般会計	15,793,223	14,991,225	801,998
職員費	1,904,891	2,005,541	Δ100,650
スポーツの振興	2,601,094	4,855,993	Δ2,254,899
大規模国際スポーツイベントの開催準備	596,546	376,234	220,312
文化芸術の振興	7,181,992	4,556,715	2,625,277
文化財の保存・活用	707,551	782,709	Δ75,158
博物館・美術館の魅力向上	619,252	631,064	Δ11,812
図書館サービスの充実	2,068,102	1,618,710	449,392
公民館の管理運営	113,795	164,259	Δ50,464
予算総額	15,793,223	14,991,225	801,998

3 主要施策

[]は、新規・拡充事業]

単位：千円

※繰越予算は含まない

1 スポーツの振興

(1) 市民スポーツの振興 229,281

市民が日常的にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、各種大会の開催や本市を拠点とするトップスポーツチームと連携した交流事業等を行う。

(2) 新垂水体育館、磯上体育館等の整備・管理運営 613,589

垂水スポーツガーデンの敷地内で整備している新垂水体育館やポートアイランドに整備している港島南球技場について、令和4年4月より運営を開始するとともに、令和4年7月の供用開始に向けて、磯上公園内で進めている磯上体育館の整備を行う。

(3) ポートアイランドスポーツセンターの再整備 22,000

老朽化・陳腐化が進むポートアイランドスポーツセンターを移転・新設し、水泳・スケート競技及び市民のスポーツ振興の新たな拠点とする。

【令和4年度 PFI アドバイザリー選定】

(4) 自然の家のリニューアル・活性化 12,000

施設の老朽化や学校利用の減少等といった課題を踏まえ、野外活動施設として、より幅広い層に利用されるよう自然の家のリニューアルを行う。

【令和4年度 再整備方針の策定等】

(5) 第10回神戸マラソンの開催 100,883

「感謝と友情」をテーマに第10回神戸マラソンを開催する。新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、安全・安心な大会の開催を目指す。

・開催時期：令和4年11月20日（日）（予定）

・定員：20,000人

(6) 王子公園の再整備 25,000

王子公園の再整備を検討するなかで、スタジアム等について必要な調査等を進める。

2 大規模国際スポーツイベントの開催準備

(1) 神戸世界パラ陸上競技選手権大会の開催準備

500,226

2024年(令和6年)の開催を目指して、会場・競技運営や宿泊・交通輸送など各種大会計画の策定を進める。

また、機運醸成のため、WEBサイトやSNSでの情報発信などプロモーション活動に取り組むほか、パラスポーツ振興や競技運営スタッフの育成を兼ね、リハーサル大会(日本パラ陸上競技選手権大会)等を実施する。

3 文化芸術の振興

- (1) 音楽やアートを活用したまちの活性化 60, 500
with コロナ・ポストコロナ時代を見据え、アーティストを起用したまちなかでの演奏会・パフォーマンス・アート展示等の開催を支援し、イベントの定着を目指す。
また、駅や空港等で誰でも気軽に弾くことができるストリートピアノを活用し、音楽にあふれるまちづくりを行う。
更に、まちの魅力を向上させるため、新たなアート作品の設置、壁面にアート作品を描くミューラルアートの制作等を通じてまちの活性化を図る。
- (2) 六甲ミーツ・アートへの支援 15, 500
「六甲ミーツ・アート 芸術散歩」への支援を通じて、アートによる六甲山のブランド価値向上を図るとともに、イベントによる効果をまちなかへ波及させる。
- (3) こども本の森 神戸の管理運営 46, 159
建築家・安藤忠雄氏より寄付された「こども本の森 神戸」を令和4年3月25日より運営し、子どもたちが良質で多様な本や文化芸術等に触れあえる環境を提供するとともに、周辺施設等との連携によりウォーターフロントエリアの活性化を図る。
- (4) 新・神戸文化ホール整備 3, 840, 500
新たなホールの整備を進めるとともに、開館に向けた検討や専門人材の確保に取り組む。
- (5) 神戸アートビレッジセンターのリニューアル 184, 429
地域に開かれた施設として、地域住民やこども、若者も日常的に訪れ利用されるよう令和5年4月のリニューアルオープンを目指し、設計・工事を行う。
- (6) 西神中央ホールの開館準備・管理運営 132, 500
西神中央駅周辺の活性化プランの一環として、新たに西図書館と一体的に整備される西神中央ホールについて開館の準備を行い、令和4年10月より運営を開始する。
- (7) 北区文化センターの再整備に向けた計画策定等 192, 100
旧北区役所跡地活用方針に基づき、令和7年度中の供用開始に向けて北区文化センターを整備するため、基本方針を策定のうえ、基本設計・実施設計等を行う。
- (8) 中央区文化センターの整備・管理運営 556, 515
令和4年7月の供用開始に向けて、勤労会館と生田文化会館、葺合文化センターの文化施設機能を統合した中央区文化センターを整備する。

4 文化財の保存・活用	
(1) 異人館の耐震化	40,490
国指定重要文化財である旧トーマス住宅（風見鶏の館）の耐震改修等の実施設計や旧ハンター住宅の耐震化に向けた調査を行う。	
(2) 五色塚古墳の整備	8,300
史跡五色塚古墳整備活用基本計画に基づき、古墳外壕跡の保存やガイダンス施設、公園等の整備について基本設計を行う。	
(3) 「神戸歴史遺産」の保存と活用	48,098
地域の歴史遺産の保存・活用に向けて、「神戸歴史遺産」への認定及び助成を行うとともに、制度及び助成の財源となるふるさと納税を募るための積極的な PR を行う。また、「神戸市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内文化財の現状調査等を実施する。	
(4) 文化財保護・文化財調査等	481,981
国・県・市指定等文化財や市認定伝統的建造物保存のため、「性海寺本堂」「春日神社舞台」他 9 件について修理助成を行う。	
また、垂水日向遺跡等の埋蔵文化財発掘調査や古文書に関する調査を実施するほか、市民が文化財に触れ、親しむ機会を提供するための啓発事業を実施する。	
(5) 埋蔵文化財センターの管理運営	35,270
出土遺物の復元・修復作業や調査等を行うとともに、企画展や講演会・公開講座等の開催及び市内小中学校への出張考古学講座等を実施する。	

5 博物館・美術館の魅力向上

(1) 博物館 特別展の開催

126, 245

博物館が所蔵するコレクションを広く公開するとともに、国内外の著名な美術館・博物館が所蔵する名品の数々を紹介するなど、多様な特別展を開催する。

<令和4年度特別展>

「大英博物館ミイラ展—古代エジプト6つの物語」

【令和4年2月5日～5月8日】

「THE GREATS スコットランド国立美術館展」

【令和4年7月16日～9月25日】

「川崎美術館展」

【令和4年10月15日～12月4日】

「神戸の文化財展 III」

【令和5年1月28日～3月21日】

(2) 小磯記念美術館 特別展の開催

25, 848

小磯良平氏の作品や同氏にゆかりのある作品を中心に市民に親しまれる特徴ある展示を行う。

<令和4年度特別展>

「秘蔵の小磯良平 —武田薬品コレクションから」

【令和4年6月11日～9月25日】

「開館30年 竹中郁と小磯良平展

—詩人と画家の回想録(メモワール)—」

【令和4年10月8日～12月18日】

(3) 神戸ゆかりの美術館 特別展の開催

34, 969

神戸にゆかりのある芸術文化に加えて、多様な現代日本を代表する文化も取り上げ、幅広い世代を集客できるような展覧会を行う。

<令和4年度特別展>

「白洲次郎・白洲正子展」

【令和4年7月16日～9月25日】

「川西 英 ～三つの百景」

【令和4年10月15日～12月25日】

「日展・神戸展」 ※神戸ファッション美術館合同開催

【令和5年2月18日～3月26日】

6 図書館サービスの充実	
<p>(1) 三宮図書館の再整備 98,000</p> <p>都心・三宮再整備における新三宮図書館の整備に向けた検討を進めるとともに、令和4年夏頃に KIITO へ仮移転するための準備を行う。</p> <p>【KIITO 仮移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館：令和4年夏頃 ・蔵書数：約7万冊 ・面積：約980 m² <p>【新三宮図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館：令和9年度頃 工事完了（予定） 	
<p>(2) 西図書館の再整備 291,285</p> <p>西神中央駅周辺の活性化プランの一環として、新たに西神中央ホールと一体的に整備する新西図書館について、令和4年10月の供用開始に向けた準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館：令和4年10月 ・蔵書数：約30万冊（当初約20万冊） ・面積：約3,000 m²（共用部含む） 	
<p>(3) 垂水図書館の再整備 180,025</p> <p>垂水駅周辺の活性化プランの一環として整備する新垂水図書館の先行工事や文化財調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館：令和6年度末頃 ・蔵書数：約12万冊 ・面積：約2,000 m² 	
<p>(4) 北図書館の再整備に向けた計画策定等 99,400</p> <p>旧北区役所跡地活用方針に基づき、令和7年度中の供用開始に向けて北図書館を整備するため、基本方針を策定のうえ、基本設計・実施設計等を行う。</p>	
<p>(5) 図書館サービス自動化の推進 352,944</p> <p>現図書館システムの更新に伴い、市民サービスの向上や窓口混雑緩和を目的として、図書館サービスの一部自動化（マイナンバーカード連携、自動返却機、予約図書セルフ受取棚、Web 座席管理システム等）を順次導入する。</p>	
7 公民館の管理運営	66,045
<p>講座事業や貸館事業など多様な事業を実施することで、市民の学習活動の推進を図る。</p>	

II 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入歳出予算一覧

歳入		
款	項	金額
17	使用料及手数料	446,213
	1 使用料	446,213
18	国庫支出金	271,749
	2 補助金	269,649
	3 委託金	2,100
19	県支出金	8,560
	2 補助金	8,560
20	財産収入	158,317
	1 財産運用収入	151,867
	3 基金収入	6,450
21	寄附金	123,200
	1 寄附金	123,200
22	繰入金	1,622,877
	1 特別会計繰入金	132,500
	2 基金繰入金	1,490,377
24	諸収入	756,177
	1 納付金	88,900
	4 受託事業収入	420,479
	7 雑入	246,798
歳入合計 A		3,387,093
前年度当初予算額 A'		2,519,797
差引増減 (A - A')		867,296

歳出		
款	項	金額
3	市民費	15,793,223
	1 市民費	14,163,927
	2 施設整備費	1,629,296
歳出合計 B		15,793,223
前年度当初予算額 B'		14,991,225
差引増減 (B - B')		801,998

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	令和4年度	令和3年度	比較	説明
17 使用料及手数料	446,213	361,629	84,584	
1 使用料	446,213	361,629	84,584	
2 市民使用料	265,237	204,012	61,225	
2 勤労会館	21,107	6,858	14,249	駐車場等
4 神戸文化ホール	7,200	7,200	-	建物使用料
5 灘区民ホール	112	112	-	建物使用料
6 生田文化会館	35	140	△105	建物使用料
7 文化センター	7,966	6,466	1,500	建物使用料
9 神戸アートビレッジセンター	570	570	-	建物使用料
10 神戸文学館	2	2	-	建物使用料
12 王子スポーツセンター	87,532	75,760	11,772	体育館、プール、陸上競技場等
13 体育館	95,475	87,384	8,091	競技場、体育室、会議室等
14 ポートアイランドスポーツセンター	1,936	1,936	-	テナント使用料等
15 神戸ポートアイランド	5,812	5,812	-	テナント使用料等
16 自然の家	11,745	11,745	-	宿泊料等
17 磯上体育館	14,495	-	14,495	競技場、多目的室等
18 港島南球技場	11,250	-	11,250	グラウンド、夜間照明
△ 葺合文化センター	-	27	△27	建物使用料
10 教育使用料	180,976	157,617	23,359	
4 図書館	3,702	4,065	△363	テナント使用料等
5 博物館	52,167	28,460	23,707	常設展入館料等
10 生涯学習支援センター	17,150	17,150	-	会議室等
11 住之江公民館	433	433	-	会議室、体育館等
12 葺合公民館	1,700	1,700	-	会議室、体育館等
13 清風公民館	920	920	-	会議室、体育館等
14 長田公民館	896	896	-	会議室、体育館等
15 南須磨公民館	1,100	1,100	-	会議室、体育館等
16 東垂水公民館	640	640	-	会議室、体育館等
17 玉津南公民館	1,080	1,080	-	会議室、体育館等
18 異人館	100,000	100,000	-	風見鶏の館入館料
19 教育施設	1,188	1,173	15	学校施設目的外使用料等
18 国庫支出金	271,749	305,650	△33,901	
2 補助金	269,649	303,350	△33,701	
1 総務費補助	102,372	-	102,372	
2 文化芸術振興費補助	10,000	-	10,000	補助率1/2
5 地方創生推進交付金	92,372	-	92,372	補助率1/2
8 都市計画費補助	124,315	275,900	△151,585	
1 調査費補助	124,315	275,900	△151,585	補助率1/2

(単位：千円)

款 項 目 節		令和4年度	令和3年度	比較	説明
11	教育費補助	42,962	27,450	15,512	
	4 文化財整備費補助	42,962	27,450	15,512	補助率1/2
	3 委託金	2,100	2,300	Δ200	
	3 其他委託金	2,100	2,300	Δ200	
	5 教育調査研究委託金	1,500	1,500	-	
	6 人権啓発活動地方委託金	600	800	Δ200	
19	県支出金	8,560	59,610	Δ51,050	
2	補助金	8,560	59,610	Δ51,050	
	10 教育費補助	8,560	10,635	Δ2,075	
	3 学校教育費補助	60	60	-	補助率10/10
	5 文化財整備費補助	8,500	10,575	Δ2,075	補助率1/4
	△ 市民費補助	-	48,975	Δ48,975	
△	△ ホストタウン等感染症対策交付金	-	48,975	Δ48,975	補助率10/10
20	財産収入	158,317	157,733	584	
1	財産運用収入	151,867	151,283	584	
	1 貸地料	148,189	150,498	Δ2,309	
	3 一般土地	148,189	150,498	Δ2,309	舞子ピラ土地賃料等
	2 貸家料	3,678	785	2,893	
	7 一般建物	3,678	785	2,893	フィッシュダンス音楽練習場賃料等
	3 基金収入	6,450	6,450	-	
	1 基金収入	6,450	6,450	-	
11	置塩こども基金	6,450	6,450	-	預金利子等
21	寄附金	123,200	57,000	66,200	
1	寄附金	123,200	57,000	66,200	
	2 其他寄附	123,200	57,000	66,200	
	4 文化スポーツ局	123,200	57,000	66,200	
22	繰入金	1,622,877	598,960	1,023,917	
1	特別会計繰入金	132,500	-	132,500	
	3 新都市整備事業会計繰入金	132,500	-	132,500	
	1 関連経費等負担繰入	132,500		132,500	
	2 基金繰入金	1,490,377	598,960	891,417	
	1 基金繰入金	1,490,377	598,960	891,417	
	1 都市整備等基金繰入	1,219,555	395,192	824,363	
	3 市民文化振興基金繰入	120,093	104,401	15,692	
	10 子ども交流支援基金繰入	2,000	2,000	-	
	11 市民スポーツ振興基金繰入	34,657	11,410	23,247	
	14 置塩こども育成基金繰入	20,580	20,580	-	
	15 勤労者福祉事業基金繰入	93,492	65,377	28,115	

(単位：千円)

款 項 目 節		令和4年度	令和3年度	比較	説明
24	諸 収 入	756,177	979,215	Δ 223,038	
1	納 付 金	88,900	88,900	-	
	1 市 民 費 納 付 金	88,900	88,900	-	
	1 神 戸 ポ ー ト ア イ ラ ン ド ホ	88,900	88,900	-	利用料金納付金
4	受 託 事 業 収 入	420,479	502,289	Δ 81,810	
	2 其 他 受 託 収 入	420,479	502,289	Δ 81,810	
	3 文 化 財 調 査	420,479	502,289	Δ 81,810	民間開発事業者等からの受託収入
7	雑 入	246,798	388,026	Δ 141,228	
	5 償 還 金	25,723	25,478	245	
	5 神 戸 文 化 ホ ー ル	1,368	1,368	-	
	34 自 然 の 家	4,735	4,735	-	
	36 図 書 館	668	668	-	
	37 博 物 館	15,030	15,030	-	
	40 王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ	2,086	2,086	-	
	41 体 育 館	1,783	1,538	245	
	44 文 化 財	53	53	-	
	6 受 講 料	26,498	26,552	Δ 54	
	6 老 眼 大 学	22,600	22,600	-	
	7 博 物 館	435	435	-	
	8 ス ポ ー ツ 教 室	2,284	2,008	276	
	10 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	500	500	-	
	11 住 之 江 公 民 館	70	180	Δ 110	
	12 葺 合 公 民 館	35	50	Δ 15	
	13 清 風 公 民 館	45	63	Δ 18	
	14 長 田 公 民 館	245	351	Δ 106	
	15 南 須 磨 公 民 館	179	255	Δ 76	
	16 東 垂 水 公 民 館	70	100	Δ 30	
	17 玉 津 南 公 民 館	35	10	25	
	9 雑 入	194,577	335,996	Δ 141,419	
	6 文 化 ス ポ ー ツ 局	194,577	333,852	Δ 139,275	
	16 教 育 委 員 会	-	2,144	Δ 2,144	

3 歳出予算の説明

第3款 市民費

(単位：千円)

款 項 目	令和4年度	令和3年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国 県 支出金	市 債	その他	
3 市民費	15,793,223	14,991,225	801,998	280,309	4,820,000	3,106,784	7,586,130
1 市民費	14,163,927	10,433,433	3,730,494	187,937	3,535,000	3,059,792	7,381,198
1 職員費	1,904,891	2,005,541	Δ100,650	-	-	27,479	1,877,412
2 市民文化費	6,736,594	3,994,056	2,742,538	111,360	3,219,000	1,445,683	1,960,551
3 文化財費	696,806	770,230	Δ73,424	51,462	17,000	544,920	83,424
4 図書館費	2,004,780	1,408,085	596,695	22,955	299,000	48,405	1,634,420
5 博物館費	491,325	480,580	10,745	-	-	257,730	233,595
9 スポーツ振興費	2,263,486	1,704,864	558,622	1,500	-	725,841	1,536,145
10 公民館費	66,045	70,077	Δ4,032	660	-	9,734	55,651
2 施設整備費	1,629,296	4,557,792	Δ2,928,496	92,372	1,285,000	46,992	204,932
1 施設整備費	1,629,296	4,557,792	Δ2,928,496	92,372	1,285,000	46,992	204,932

第1項 市民費

第1目 職員費 1,904,891千円

本目は、文化スポーツ局職員の給料、職員手当等である。

1 職員費	1,766,169千円
2 会計年度任用職員	124,051千円
3 委員報酬	14,671千円

第2目 市民文化費 6,736,594千円

本目は、文化芸術の振興に要する経費である。

1 文化芸術によるまちの魅力創出・地域活性化	148,500千円
(1) アーティストを起用したまちなかでのイベント等の支援	
(2) ストリートピアノの活用	
(3) アートを活かしたまちづくり	
(4) 六甲ミーツ・アートへの支援	
2 市民文化の振興	150,279千円
(1) 神戸まつりの開催	
(2) 若者の音楽活動支援事業	
(3) 芸術文化活動助成	
3 文化施設の管理運営	1,571,295千円
(1) 神戸文化ホール	
(2) 文化センター	
(3) 神戸アートビレッジセンター等	
(4) こども本の森 神戸	
(5) 西神中央ホール	
4 文化施設の再整備等	4,551,815千円
(1) 中央区文化センター整備	
(2) 新・神戸文化ホール整備	
(3) 神戸アートビレッジセンターのリニューアル	
5 (公財)神戸市民文化振興財団への補助	314,705千円

第3目 文化財費 696,806千円

本目は、文化財の保存、活用、保護、啓発及び調査に要する経費である。

1 文化財の保存・活用	96,888千円
(1) 異人館の耐震化	
(2) 五色塚古墳の整備	
(3) 神戸歴史遺産制度の推進	
2 文化財保護	49,415千円
(1) 国・県・市指定重要文化財等保存修理	
(2) 市所有文化財維持管理	
3 文化財啓発	3,314千円
4 文化財調査	429,252千円
5 文化財関連施設の管理運営	117,937千円
(1) 埋蔵文化財センター	
(2) 風見鶏の館・ラインの館	

第4目 図書館費 2,004,780千円

本目は、図書館12館の管理運営費、図書館サービスの向上及び新館整備に要する経費である。

1 図書館の管理運営	812,935千円
(1) 中央図書館	
(2) 地域図書館	
2 図書館サービスの充実	523,135千円
(1) 図書館サービス自動化の推進	
(2) 図書資料充実	
(3) 図書館情報ネットワーク	
3 新図書館の整備・運営	668,710千円
(1) 三宮図書館の仮移転・新三宮図書館の整備	
(2) 新西図書館の整備	
(3) 新垂水図書館の整備	
(4) 新北図書館の整備	

第5目 博物館費 491,325千円

本目は、博物館、小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の管理運営に要する経費である。

1 特別展	218,062千円
(1) 博物館	
(2) 小磯記念美術館	
(3) 神戸ゆかりの美術館	
2 管理運営・常設展示	273,263千円
(1) 博物館	
(2) 小磯記念美術館	
(3) 神戸ゆかりの美術館	

第9目 スポーツ振興費 2,263,486千円

本目は、スポーツ振興やスポーツイベント等に要する経費である。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1 市民スポーツの振興 | 398,746千円 |
| (1) 第10回神戸マラソンの開催 | |
| (2) ラグビー普及啓発 | |
| (3) 女子サッカーの振興 | |
| (4) 全日本高校・大学ダンスフェスティバル | |
| (5) 各種大会・イベント推進 | |
| 2 大規模国際スポーツイベントの開催準備等 | 509,676千円 |
| (1) 世界パラ陸上競技選手権大会の開催準備 | |
| 3 スポーツ施設の管理運営 | 1,231,202千円 |
| (1) 中央体育館・地区体育館・磯上体育館・港島南球技場等 | |
| (2) ポートアイランドスポーツセンター・神戸ポートアイランドホール | |
| (3) 自然の家・洞川教育キャンプ場 | |
| 4 スポーツ施設の再整備等 | 59,000千円 |
| (1) 自然の家リニューアル | |
| (2) ポートアイランドスポーツセンター再整備 | |
| (3) 王子公園再整備 | |
| 5 (公財)神戸市スポーツ協会への補助 | 64,862千円 |

第10目 公民館費 66,045千円

本目は、公民館の管理運営に要する経費である。

- | | |
|------------|----------|
| 1 公民館の管理運営 | 66,045千円 |
|------------|----------|

第2項 施設整備費

第1目 施設整備費 1,629,296千円

本目は、文化・スポーツ諸施設の整備に要する経費である。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 新体育館の整備等 | 370,000千円 |
| (1) 磯上体育館の整備 | |
| (2) 垂水体育館の解体 | |
| 2 スポーツ関連施設の改修 | 564,154千円 |
| 3 文化関連施設の改修 | 695,142千円 |

4 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
新・神戸文化ホール整備事業	令和4～9年度	19,002,500
北区文化センター等再整備（文化スポーツ局分）	令和4～5年度	306,700
旧ハンター住宅耐震化事業	令和4～6年度	66,000
博物館特別展	令和4～5年度	77,000
ポートアイランドスポーツセンター再整備	令和4～5年度	22,000
スポーツ施設改修（神戸ポートアイランドホール等）	令和4～5年度	140,000
文化施設改修（灘区民ホール等）	令和4～5年度	987,000
令和4年度指定管理（中央区文化センター）	令和4～6年度	112,000
令和4年度指定管理（西神中央ホール）	令和4～18年度	1,260,000
令和4年度指定管理（磯上体育館）	令和4～9年度	290,000

III その他の議案

第 10 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年 5 月 条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(施設)		(施設)	
第 4 条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。		第 4 条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、 体育室及びロビーその他 の便益施設	神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、体育室及 びロビーその他の便益施 設

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、 第2会議室又は 第3会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	第4会議室	2,400円	1,600円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室		1,400円	900円	900円	900円	1,400円
体育室		900円	600円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）	
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）		
会議室	第1会議室、 第2会議室又は 第3会議室	800円	500円	500円	800円	
	第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円	
	第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円	
	第4会議室A 及び第4会議 室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円	
調理室		1,400円	900円	900円	1,400円	
体育室		900円	600円	600円	900円	

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）	
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）		

会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	体育室	[略]	1,400円	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
第1会議室、第4会議室又は第5会議室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室		[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	500円	500円	[略]
	体育室	[略]	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室	[略]	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
第1会議室、第4会議室又は第5会議室		[略]	1,000円	1,000円	[略]
第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室		[略]	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

		ら正午まで)	ら午後2時から午後4時まで)	時から午後6時まで)	時から午後9時まで)	
会議室	第1会議室、 第2会議室、 第4会議室又は第5会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室A	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	第3会議室B 又は第6会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
和室	第1和室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2和室	[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	2,200円	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

		ら正午まで)	午後3時まで)	午後5時まで)	後9時まで)
会議室	第1会議室、 第2会議室、 第4会議室又は第5会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室A	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	第3会議室B、 第6会議室又は第7会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
和室	第1和室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2和室又は第3和室	[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	調理室	[略]	900円	900円	900円	[略]
	体育室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又は第6会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	第5会議室又は	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	調理室	[略]	900円	900円	[略]
	体育室	[略]	1,000円	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又は第6会議室	800円	500円	500円	800円
	第5会議室又は	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円

	は第8会議室					
	第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室		800円	500円	500円	500円	800円
調理室		1,400円	900円	900円	900円	1,400円
体育室		1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

	は第8会議室				
	第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室		800円	500円	500円	800円
体育室		1,800円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前の公民館の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市公民館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な新条例第5条第1項の許可、新条例第8条の使用料の収受その他必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

理 由

公民館の施設等を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 11 号議案

財産取得の件（神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業により建設又は整備する施設建築物及び施設建築敷地の部分のうち、神戸市の取得する保留床（ホール））

神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業により建設又は整備する施設建築物及び施設建築敷地の部分のうち、神戸市の取得する保留床（ホール）として、次のとおり建物及び土地を買い入れる。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1	買入物件	施設名	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業により建設又は整備する施設建築物及び施設建築敷地の部分のうち、神戸市の取得する保留床（ホール）
		所在地	神戸市中央区雲井通5丁目
		構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上32階建て、塔屋2階建て
		買入部分	地下2階及び1階から10階までのホールの専有部分の一部（28,560,205分の22,802,963）並びにそれに照応する共用部分の持分及び施設建築敷地の持分
		延べ面積	ホールの専有部分の一部 12,706.29平方メートル 上記専有部分の一部に照応する共用部分の持分相当面積 9,814.36平方メートル
		敷地面積	上記専有部分の一部に照応する施設建築敷地の持分相当面積 3,271.96平方メートル
2	買入価格		228億296万3,000円。ただし、金額は工事完了後に神戸市不動産

産評価審議会の評定を得た上で確定するものとする。

- 3 売 渡 人 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号
雲井通5丁目再開発株式会社
代表取締役 鳥居 聡
- 4 支出科目 一般会計 市民費 市民費
市民文化費 公有財産購入費

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第3条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。

参考資料

雲井通5丁目再開発事業における大ホール（保留床）の取得について

雲井通5丁目再開発会社策定の権利変換計画に基づき、神戸市は大ホールの保留床部分を取得する。このため同社より提示された以下の内容で取得の手続きを進める。

○取得価格

大ホールの保留床部分 約 228 億円

※内装部分は、現在詳細検討中

※最終的な金額については、再開発ビル完成時に不動産評価審議会に諮った上で確定

○取得面積（保留床部分）

<延べ面積>

専有部分 12,706.29 m²

共用部分の持分相当面積 9,814.36 m²

<敷地面積>

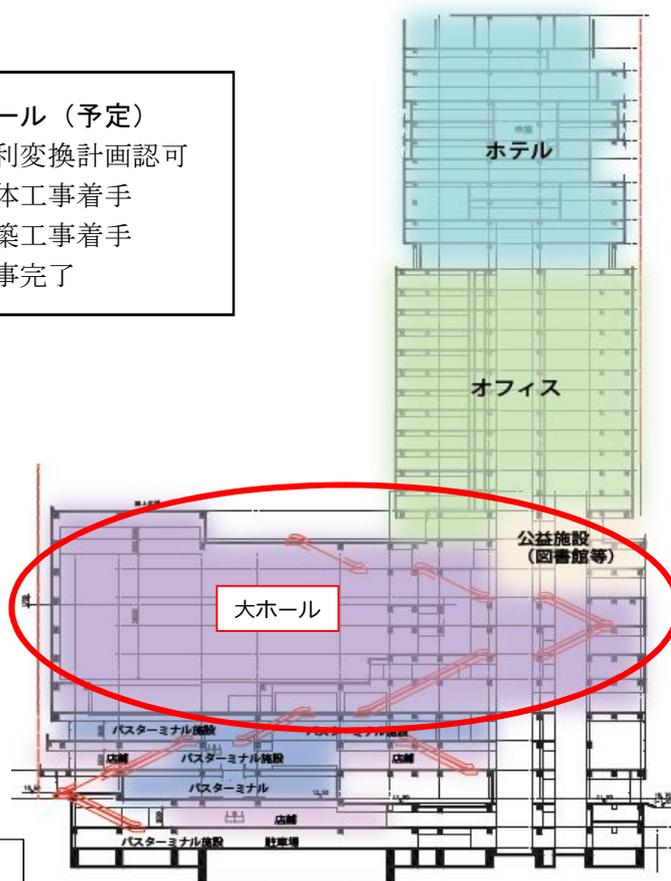
敷地の持分相当面積 3,271.96 m²

○支払方法

令和4年度から完成予定である令和9年度までの6年間での分割支払い

参考：今後のスケジュール（予定）

令和4年春	権利変換計画認可
令和4年夏頃	解体工事着手
令和5年度	新築工事着手
令和9年度頃	工事完了



施設計画断面イメージ

第 12 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立中央区文化センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立中央区文化センター

2 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号

公益財団法人神戸市民文化振興財団

代表理事 服部 孝司

3 指定期間

令和4年7月1日から令和7年3月31日まで

理 由

神戸市立中央区文化センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

中央区文化センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立中央区文化センター

2. 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号
 公益財団法人神戸市民文化振興財団
 代表理事 服部 孝司

3. 指定期間

令和4年7月1日～令和7年3月31日

4. 令和4年度予定額

37,300 千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～6年度 限度額：112,000 千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和3年12月10日（金）

選定評価委員会 令和3年12月20日（月）

7. 選定理由

令和2年度より、（公財）神戸市民文化振興財団を文化センター10館の指定管理者として指定している。これは、単に貸館施設ではなく、市民の文化活動・地域活動及び交流の各区の拠点として整理した文化センターでは、地域に根差した文化を育むための人材育成・ノウハウの蓄積が管理運営上、不可欠であり、さらに、同種のサービスを提供する類似の施設を一体的に管理・運営することで、効率的に均質なサービスを提供するためである。

（公財）神戸市民文化振興財団は、財団設立時の1982年から指定管理者制度導入後の2007年以降も含め現在に至るまで37年間にわたり区民センターを管理運営するなど、人材とノウハウの蓄積を図っているため、文化センター10館の指定管理者として随意選定した。

中央区文化センターについても、10館とともに一体的に管理・運営することで、均質なサービスを効率的に提供することができると考えられるため、（公財）神戸市民文化振興財団に随意選定を行う。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資することを目的として設置。

(2) 所在地

神戸市中央区東町115 番地

(3) 延床面積

4,900 m²

(4) 施設内容

1階：多目的ルーム

9階：美術室 服飾室 キッキングルーム 和室 陶芸芸室 スタジオ 音楽室1・2

10階：会議室1～9 青少年コーナー

11階：特別会議室 会議室1～12

(5) 開館時間

月曜～土曜 午前9時～午後9時

日・祝日 午前9時～午後5時

(6) 休館日

年末年始（12月29日～翌年1月3日）

第 13 号議案

指定管理者の指定の件（西神中央ホール）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年2月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

西神中央ホール

2 指定管理者

東京都渋谷区神宮前6丁目23番3号

株式会社シアターワークショップ

代表取締役 伊東 正示

3 指定期間

令和4年8月1日から令和19年3月31日まで

理 由

西神中央ホールの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

西神中央ホールの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

西神中央ホール

2. 指定管理者

東京都渋谷区神宮前6丁目23番3号

株式会社シアターワークショップ

代表取締役 伊東 正示

3. 指定期間

令和4年8月1日～令和19年3月31日

4. 令和4年度予定額

65,000 千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和18年度 限度額1,260,000 千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和3年12月10日（金）

選定評価委員会 令和3年12月20日（月）

7. 選定理由

西神中央ホールの指定管理者候補者選定については、神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」のうち、「3 指定管理者（候補者）の選定手続」における公募の例外事由①「PFI 事業又はこれに準ずる事業により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合」に該当するものとして先に事業プロポーザルにより選定しており、随意選定とした。

【評価方法】

都市局指定管理者選定評価委員会（R3.12.20開催）において、事業者からの提案を「申請者に関する項目」、「地域経済の活性化に関する項目」、「施設の管理運営に関する項目」、「サービス内容に関する項目」、「管理コスト」の5項目について総合的に評価した。

【評価結果】

候補者はこれまで全国250館以上のホールに携わってきたという実績を持ち、西神中央ホールの設計段階から構成企業として参加していることから、利用者及び管理運営者の視点に立った効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。

また、候補者から提出された事業計画においては、「おかえりサロン」コンセプトを軸と

し、蓄積されたノウハウを活かした鑑賞事業に加え、地域団体や地元企業との連携（商工会・工業団地との連携、市民サポーター制度）を図り、付帯施設を十分活用していくことを提案するものであった。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

広く、文化芸術の鑑賞、創作及び発表の機会と場を提供し、文化の振興を図る拠点とするとともに、利用者の利便性の向上や交流の場の創出のために施設を運用することにより、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として設置。

(2) 所在地

神戸市西区美賀多台1丁目1番1

(3) 延床面積

約3,200㎡（共用部含む）

(4) 施設内容

スタジオ1（リハーサル室）、スタジオ2～4（練習室）、ピアノ室、ルーム1～4（楽屋兼会議室）、アートスペース（多目的スペース）、アートウォール、カフェ等

(5) 開館時間

午前9時～午後10時

(6) 休館日

- ・ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ・ 指定管理者が西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める日

(参考) 当初公募について

1. 概要

本事業は、西神中央駅周辺のリノベーションの一環として、本格的な音楽や舞台芸術の鑑賞・観劇に対応したホールと西新図書館の整備、新たな人を呼び込むマンション事業を一体的に実施する複合事業として、民間活力を活用しながら実施することを目的として、プロポーザル方式により公募を行った。

実施にあたっては、プロポーザル方式の公募を行っており、外部有識者等からなる選考委員会を設置し、応募者（5グループ）から提出された提案内容を審査し、令和元年9月に内容審査通過者を決定した（2グループ）。提案内容だけでなく、経済合理性も確保するため、内容審査通過者の中で中高層共同住宅用地について最も高い価格提案のあった者を優先交渉権者に決定した。

2. 公募結果

(1) 審査結果

代表企業	内容審査得点	内容審査結果	土地取得提案価格	最終結果
鹿島リース(株)	152.71 点	通過	6,279,283,547 円	優先交渉権者
住友不動産(株)	145.57 点	通過	4,369,993,587 円	次点交渉権者
グループA	128.86 点	落選		
グループB	123.86 点	落選		
グループC	119.86 点	落選		

(2) 決定事業者

代表企業	鹿島リース株式会社（ホール・図書館の整備）
構成企業	株式会社シアターワークショップ（ホールの運営管理） 伊藤忠都市開発株式会社（共同住宅の整備・供給） 旭化成不動産レジデンス株式会社（共同住宅の整備・供給） 山陽電気鉄道株式会社（共同住宅の整備・供給） 和田興産株式会社（共同住宅の整備・供給）
協力企業	鹿島建設株式会社（ホール・図書館の設計・施工） 株式会社久米設計（ホールの図書館の設計） 株式会社都市建（共同住宅の設計）

第 14 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立磯上体育館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立磯上体育館

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通4丁目2番20号

S & Nスポーツマネジメント神戸

代表者 シンコーススポーツ兵庫株式会社

代表取締役 石崎 健太

3 指定期間

令和4年7月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立磯上体育館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立磯上体育館の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立磯上体育館

2. 指定管理者

神戸市中央区御幸通4丁目2番20号

S&Nスポーツマネジメント神戸

(代表者) シンコースポーツ兵庫株式会社 代表取締役 石崎 健太

3. 指定期間

令和4年7月1日～令和10年3月31日

4. 令和4年度予定額

47,180千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和9年度 限度額：290,000千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和3年11月30日（火）

選定評価委員会 令和3年12月20日（月）

7. 選定理由

今回の磯上体育館の指定管理者候補者の選定にあたっては、施設の設置目的である「市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与する」という役割を果たすために、どのような方針で施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案を求めたところ、5団体から応募があり、提案内容について審査を行った。候補者の提案は、安定した管理運営体制や、施設利用者へのサービス面での創意工夫について高い評価となった。

- (1) 安定した管理運営体制に対する具体的な提案内容としては、危機管理対策として24時間対応できる管制センターの設置、また日頃から施設設備の点検を行うことで、機器故障による休館期間が発生しないように努める「予防保全」の実施により、施設利用者の利用機会確保に繋げる点が高く評価された。
- (2) 施設利用者へのサービス面での創意工夫については、市の施設としての役割遂行、公平・平等な施設運営、安全安心な施設の提供、磯上地区との連携・活性、施設の利用促進・収入

増加、効果的・効率的な運営、環境への配慮、公共性の理解という 8 大活動指針を定めたい
 えで、理念達成の方法として、開館時間の拡充、自主事業のスポーツ教室における市民が参
 加しやすい受講料の設定、トレーニング室の回数券の設定、傘のレンタルサービス、ランニ
 ングステーション設置等、本施設の設置目的を十分に理解した提案が評価された。

(3) 収支計画については、5 団体とも実現可能な内容であったが、候補者の提案した指定管理
 料が最も低廉であった。

以上について審査項目にしたがって評価した結果、候補者の提案が、他の提案に比べて優れ
 ているという結論を得た。

8. 評価基準・評価結果

審査項目	配点	得点				
		候補者	次点者	A	B	C
応募者に関 する項目	10	9.5	9.5	9.0	8.3	9.0
応募者の活 動拠点項目	10	8.0	6.0	7.0	10.0	5.0
事業運営に 関する項目	30	29.7	28.3	27.0	22.7	23.0
サービス内 容の項目	30	28.7	27.3	26.7	23.0	22.0
収支計画	20	17.3	16.9	16.5	16.5	16.5
合 計	100	93.2	88.0	86.2	80.5	75.5

9. 応募団体（五十音順）

- ・ 磯上体育館 S & F パートナース（神鋼不動産ビルマネジメントサービス株式会社、株式会社フクシ・エンタープライズ）
- ・ S&N スポーツマネジメント神戸（シンコースポーツ兵庫株式会社、日本管財株式会社）
- ・（公財）神戸市スポーツ協会・（公財）神戸YMCA・アシックススポーツファシリティーズ株式会社共同企画
- ・ 三幸株式会社
- ・ BE KOBESポーツ振興グループ（コナミスポーツ株式会社、国際ライフパートナー株式会社）

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与することを目的として設置。

(2) 所在地

神戸市中央区八幡通2丁目1

(3) 延床面積

3,087㎡

(4) 敷地面積

3,366.14㎡

(4) 施設内容

競技場：1,088㎡、多目的室：249㎡、トレーニング室：215㎡

(5) 開館時間

	施設	供用時間
平日	競技場・多目的室	9:00～23:00
	トレーニング室	7:00～23:00
土曜	競技場・多目的室	9:00～23:00
	トレーニング室	9:00～23:00
日・祝	競技場・多目的室	9:00～21:00
	トレーニング室	9:00～21:00

(6) 休館日

- ・12月29日から翌年1月3日までの日
- ・偶数月の第1火曜日